

MSDS 制度

[MSDS制度とは]

「第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報(MSDS:Material Safety Data Sheet)の提供を義務付ける制度」をいいます。

[MSDS制度の対象事業者]

MSDS制度の対象事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と呼ばれ、指定化学物質等を取り扱う事業者が対象となります。PRTR制度の対象事業者と異なり、業種や常用雇用者員数、年間取扱量による除外要件はありませんので、指定化学物質等を取り扱っているすべての事業者が対象となります。

MSDS 記載内容

MSDS は、国内規格としては JIS Z 7250、国際規格としては ISO11014-1(内容は JIS と同じです。)としてその記述内容が標準化されています。

MSDS 項目

(MSDSには、日本語で、以下の事項を記載しなければなりません。)

1. MSDSの対象となるものの名称
＜対象物質が単一の化学物質の場合＞
対象物質の名称、政令上の番号、種類
＜対象物質が製品である場合＞
製品名、含有する対象物質の名称、政令上の番号、種類、含有率(有効数字2桁)
2. MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先
3. 化学物質が漏出した際に必要な措置
4. 取扱い上及び保管上の注意
5. 物理的・化学的性状
6. 安定性及び反応性
7. 有害性
8. 暴露性
9. 廃棄上の注意
10. 輸送上の注意
(その他、以下の事項についても、記載することができます。)
有害性・暴露性の概要
11. 応急措置
12. 火災時に必要な措置
13. 労働者に対する暴露防止措置等
14. 適用される法令
15. 11～15のほか、MSDSを提供する事業者が必要と認める事項

なお、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法によっても MSDS 制度が定められています。
MSDS についての詳細な情報は、<http://www.prtr.nite.go.jp/msds/msds.html> 等から
情報を得る事が出来ます。

製品構成表とは？

購入製品情報						
No	サンケン品番	品名	貴社品番	製品重量	貴社名称 (品種、型名など)	購入先
1	33333333	ダイオード	12345678	1500mg	DI2005	A社

構成部位（構成表）				
No	構成部位の名称	製造メーカ	GP原材	重量 (g)
1	外装樹脂	B社	GBNo.*****	0.6
2	リード・フレーム	C社		0.9
3	端子メッキ	C社		0.0
4	シリコンチップ	A社		0.0
5	チップ接続	A社		0.0
部位合計重量（貴社製品重量と一致させる）				1.5

・構成部位名は？
・その重量は？
・購入先は？

・使用物質は？
・構成割合は？
・禁止物質の分析結果？

成分1			成分2			成分3			確認	精密分析データ					
成分物質	使用目的	組成比	成分物質	使用目的	組成比	成分物質	使用目的	組成比		Cd	Pb	Hg	Cr6+	PBB	PBDE
エポキシ樹脂	封止材	36.6	三酸化アンチモン	難燃剤	0.6	ハロゲン系難燃剤	難燃剤	0.7	37.9	<5	<10	<5	<5	<5	<5
銅	リード・端子	60.0							60.0	<5	<10	<5	<5	<5	<5
錫	端子部処理	1.0	ヒスナス	端子部処理	0.0				1.0	<5	<10	<5	<5	<5	<5
ケイ素	半導体材料	0.5	砒素	半導体材料	0.0	ニッケル	チップの電極	0.0	0.5	<5	<10	<5	<5	<5	<5
鉛	内部接合部材	0.6	錫	内部接合部材	0.0				0.7	<5	<10	<5	<5	<5	<5
									100.0						

根拠として分析報告書が必要